

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約（単独型）に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。応募のための簡易プロポーザル作成に当たっては、以下の事項に留意した上で、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612, 6613）あてにお願いします。

2013年5月29日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. 簡易プロポーザル提出の資格】

簡易プロポーザル提出の有資格者は、平成25・26・27年度全庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者又は国際協力人材登録している者に限られます。

また、法人の場合、日本国で施行されている法令に基づき登録されている法人、個人（法人に所属する個人を含む。）の場合、日本国籍を有する方に限ります。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、簡易プロポーザル提出の資格がありません。

国際協力人材登録者については、公示案件に応募する際、調達部受付（機構本部1F）（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）へ、簡易プロポーザル及び見積書とともに以下の（1）～（3）の書類（すべて原本が必要。コピーは不可。）を提出（郵送又は持参にて必着）していただく必要があります。

（1）住民票又は住民票記載事項証明書（海外在住の場合は、在留証明書）

平成15年10月以降（機構発足後）に国際協力人材部人材確保課又は調達部計画課に住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかを提出した方は不要です。

なお、国際協力人材登録を一度削除されて、新たに登録を行う方は改めて住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出が必要となります。

（2）納税関係書類

1）納税証明書「その3の2」（未納額がない証明書：税務署発行のもの）

ただし、給与所得者の場合は源泉徴収票で可とします。

2）住民税納税証明書（区市町村発行のもの）

注1）各年の納税証明書の発行時期については、発行機関によって多少差異がありますので、各機関へ直接お問い合わせ下さい。発行時期に達していないため、当年度分の納税証明書を提出できない場合、または、納期経過未納額がある場合は、昨年分の納税証明書を提出して下さい。

注2）以下の方については、納税関係書類の提出は不要です。

a. 当年度において、2回目以降のプロポーザル提出となる方（ただし、納税関係書類の有効期間が過ぎている場合は、再度提出が必要です。）

b. 過去に海外に居住し、納税関係書類を提出できない方（ただし、海外居住の旨を記載した住民票を提出願います。）

c. 被扶養者等納税義務のない方（ただし、非課税証明書を提出願います。）

d. 現在海外に居住している方（ただし、在留証明書を提出願います。）

（3）消費税課税事業者届出書の控

消費税課税対象者は、上記の納税関係書類に加え、2年以内の税務署受付印のある消費税課税事業者届出書の控を提出してください。

この他、所属先を有する方については、派遣について所属先の同意が得られない場合は派遣できませんので、簡易プロポーザル提出前に必ず所属先の承認確認をお願いします。

また、国際協力人材登録者については、契約交渉時に過去1年以内の健康診断書（写）の提示をお願いします。

## 【2. 提出書類】

簡易プロポーザル作成に際しては、「プロポーザル作成要領」を十分参照願います。

「プロポーザルの作成要領」は、機構ホームページ「調達情報」中「コンサルタント等の調達」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照してください（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

簡易プロポーザルは、以下の3つの文書から成ります。様式がありますので、上記の「プロポーザル作成要領」及びホームページ（同上）を参照願います。

（1）簡易プロポーザルの提出の頭紙

（2）簡易プロポーザル本体

業務の実施方針、業務従事者の経験・能力等

（3）見積書

見積書は簡易プロポーザルとは別に密封して下さい。なお、婚姻等で姓が変更になった場合は新しい姓で簡易プロポー

ザルを作成して下さい。また、変更後は必ず旧姓を併記して下さい。

### 【3．プロポーザルの提出方法】

簡易プロポーザルは、提出期限（時刻）までに、持参して下さい。郵送の場合は提出期限（時刻）必着とします。

### 【4．情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（[http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)）

#### （1）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、

助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### （2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3か年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

#### （3）当機構の役員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

#### （4）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

### 【5．プロポーザルの無効】

提出されたプロポーザルが次の事項に該当した場合、プロポーザルは無効となりますので、ご注意ください。

（1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

（2）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

（3）同一提案者（コンサルタント企業等）から、同一の案件に対し、従事予定者が異なる2通以上のプロポーザルが提出されたとき

（4）プロポーザル提出者が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき

（5）JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年細則（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき

（なお、プロポーザルの提出後であってもプロポーザル審査結果の通知前に指名停止を受けた者を含みます。）

（6）虚偽の内容が記載されているとき

（7）前項に掲げるほか、業務指示書又はコンサルタント等契約関連規程に違反したとき

### 【6．業務期間重複によるプロポーザル提出の制限】

（1）既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事予定者を配置して応募することは認められません（ただし、業務期間を調整して重複を避けることができる場合、応募に支障ありません）。

（2）プロポーザルの提出期限を同じにする複数の案件に、業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することはできません。

（3）業務期間が重複する可能性のあるJICAの他の業務実施契約（単独型）案件に応募し、選定結果が未通知である業務従事者を配置して応募する場合、応募中の案件を含めて2案件までであれば応募することができます。

### 【7．その他】

（1）登録制度は廃止いたしました。当機構にて行っております契約競争やコンサルタント契約に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめたく、「情報シート」の提出をお願いしておりますので、ご対応の程よろしくお願い致します。

詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「事前資格審査制度」をご確認ください。情報シートの様式も掲載しております。

（2）不採用になったプロポーザル（正）及び見積書（正）は返却可能です。選定結果の通知日から2週間以内に、返却を希望する旨を調達部担当契約課にご連絡ください。連絡がない場合は機構で処分します。

（3）プレゼンテーションを行う案件については、原則、公示にて指定された場所においてプレゼンテーションを実施することとします。これによりがたい場合は、調達部担当者にご相談ください。なお、条件がそろわない場合には、プレゼンテーションを実施いただけないこともあります（その際は、プレゼンテーションの評価点がゼロとなります。）ので、ご承知おきください。

（4）航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規制引航空運賃の利用について／通知（PR）第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規制引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

なお、業務に含まれる国内での会議等に出席するための旅費・交通費については、諸経費に含まれるとの整理をしていますので、支給の対象とはなりません。

（5）先方政府から日本国政府に対して要請のあった専門家を派遣するための契約案件については、専門家を派遣する際には最終的に専門家の履歴を示した上で、先方政府の受入れを確認することが必要となります。

このため、先方政府からの受入れ確認が得られることが契約成約の条件となり、契約は受入れ確認が得られた後の締結となりますので、予めご承知おき願います。

番号：10 国名：エチオピア 担当：農村開発部  
案件名：農民研究グループを通じた適正技術開発・普及プロジェクト専門家派遣（稲作）

1 今回契約予定のコンサルタント  
稲作 3号

2 契約予定期間： 全体 2013年6月下旬から2014年3月下旬まで  
準備期間 第1次派遣 第1次国内 第2次派遣 第2次国内 第3次派遣 整理期間 M / M  
5 63 2 84 2 63 5 7.70  
(現地 7.00M / M, 国内 0.70M / M)

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所  
簡易プロポーザル：正1部写4部  
見積書：正1部写1部  
提出期限：6月12日(12時まで)  
提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針
- |                    |    |
|--------------------|----|
| ア 業務方針の的確性         | 6  |
| イ 業務方法の整合性、現実性等    | 12 |
| ウ 当該業務実施上のバックアップ体制 | 2  |
- (2) 業務従事者の経験能力等
- |                               |    |
|-------------------------------|----|
| ア 担当事項：稲作                     |    |
| (ア) 類似業務の経験                   | 40 |
| (イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 | 8  |
| (ウ) 語学力                       | 16 |
| (エ) その他 学位、資格等                | 16 |
- (計100点)

5 記載時留意事項

語学の種類：英語(語学は認定書(写)を添付してください。)  
対象国/地域：エチオピア/全途上国  
類似業務：稲作に係る各種業務

6 条件

補強認めない。

7 業務の背景と目的

エチオピア国(以下「エ」国)における農業部門の重要性は高く、農業に従事する人口は全体の85%、GDPに占める農業生産の割合は40%以上にのぼる。2006年に策定された開発5カ年計画である「Growth and Transformation Plan (GTP)」においても、農業開発は主要課題として位置づけられている。しかしながら農業生産の実態は伝統的な技術に依存しているため、単位面積あたりの生産性は低く、安定的な食料生産・供給がなされていない状況にある。「エ」国政府は農業生産性の向上に力を注いでいるものの、農業試験場で開発された技術は農民のニーズ及び実態を反映していない。

エチオピア農業研究機構(Ethiopian Institute of Agricultural Research:EIAR)は1990年代後半から、農民が適用容易な技術を農民参加の下に開発することを目的とした「Farmer Research Group(FRG)アプローチ」を各農業試験場に導入している。しかしながら、当初のFRG活動は新品種の導入を中心とした技術のみに焦点をあてた展示普及が中心であり、農村の社会・経済的な制約や農民の生活に根ざした要望を十分にくみ上げた技術開発を行うに至らなかった。

こうした状況を受け、JICAはFRGアプローチの改善とプロジェクト対象地域における制度化を支援するため、技術協力プロジェクト「農民支援体制強化計画」(2004年7月から2009年7月まで5年間。以下、先行プロジェクト)を実施した。この結果、研究員の行動指針となる「FRGガイドライン」が策定されるとともに、先行プロジェクトが支援対象とした2つの農業試験場においてFRGアプローチの経験と実績が積み重ねられ、FRGアプローチに基づく農民参加型技術開発が自立的に実施されるようになった。

技術協力プロジェクト「農民研究グループを通じた適正技術開発・普及プロジェクト」(以下、本プロジェクト)はEIARをカウンターパート(C/P)として2010年3月から2015年3月まで5年間の計画で協力を実施中であり、先行プロジェクトで策定された「FRGガイドライン」を広く全国の農業研究機関に適用し、農民ニーズに根ざした参加型研究を普及することを目的としている。現状では対象となる全国の85の連邦政府又は州政府に属する農業研究機関の多くでは、適正な手法での農民参加型技術開発が行われておらず、農民が適用容易な技術の導入は進んでいない。また、多

様な自然・社会条件を有する「エ」国では、先行プロジェクトの対象地域とは異なる農業生態系(Agro-Ecological Zones:AEZ)や社会経済・文化的要素も考慮したFRGアプローチの実践を継続的に行っていく必要がある。

さらに「エ」国政府は2007年から2010年にかけて実施した行政改革(Business Process Re-engineering:BPR)において、農業研究の分野では「顧客指向型の農業技術開発」及び学際的な研究チーム(Case Team)の形成等を重視する研究方針が打ち出されている。FRGアプローチは同研究方針に資するアプローチとして高く評価されている。

このような背景の下、本プロジェクトはエチオピア農業研究システム、特に農業試験場の研究員を対象に、FRGアプローチの研修実施体制の強化、「エ」国の重点研究分野におけるFRGアプローチを用いた適正技術開発、技術情報作成のための研究員の能力強化を通じ、エチオピア農業研究システムにおいてFRGアプローチが定着し、農業研究の成果が農民の生計向上により効果的に寄与するものになることを目指すものである。現在長期専門家としてチーフアドバイザー/制度構築、研修/適正技術開発、業務調整/営農インパクト評価専門家が派遣されている。

なお、本プロジェクトはC/PであるEIARに加え、州政府農業研究局、連邦及び州立農業試験場、大学、他ドナー等と連携し、実施される。

本専門家は、上記重点研究分野における適正技術開発に関連し、重点研究分野の一つになっている「稲作」に係る研究員の能力強化のための指導を行う。なお、エチオピアでは、伝統的にはあまり栽培されてこなかったイネを近年ミレニウム作物として位置づけ、今後、稲作の研究と普及を広めていく方針であり、そのための拠点としてEIARの傘下に稲研究研修センター(National Rice Research and Training Center:NRRTC、アムハラ州バハルダール市近郊のフォガラ平原)の設立を行うとともに稲作専門の研究員の配置も進めているところである。本専門家はバハルダール市に拠点を置き、NRRTCやその他の研究機関における研究員の指導を行う予定である。

## 8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントは技術協力の仕組み及び手続きを十分把握の上、他の専門家と協力し、円滑な協力の実施を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### [稲作]

#### (1) 国内準備期間(2013年6月下旬)

ア 既存・関連資料の収集・整理・分析を行い、当該案件の実施に必要な情報を取得する。

イ 上記アの分析結果を基に、現地派遣期間における業務方針・方法等について記述した業務実施計画(和文・英文)を作成し、JICA農村開発部に提出する。

#### (2) 第1次現地派遣期間(2013年7月上旬~2013年9月上旬)

ア C/P機関及びJICAエチオピア事務所に業務実施計画書を提出し、内容の確認を行う。

イ プロジェクト専門家、C/Pと打合せを行った上で、本プロジェクトが支援している稲作研究活動の全体についてレビューを行い、派遣期間中に技術指導を行う研究活動の特定と指導内容の検討を行う。

ウ 前記検討を踏まえ、NRRTCおよび各研究機関における稲作研究活動への技術指導を行う。特に、圃場で実施中の試験研究活動に関する指導を中心に行う。

エ 「エ」国が行っているNRRTCの整備に関連し、JICA側で実施予定の整備活動の進捗について、プロジェクト・事務所とも相談の上そのモニタリングを行うとともに、EIAR側に対しては研究機能面での技術的な助言を行う。

オ プロジェクト専門家、C/Pとともに、JICAが支援している他国(ウガンダ、マダガスカル等)での稲作関連プロジェクトとの連携・協力にかかる活動の補助を行う。具体的には、メール等による各プロジェクト/専門家からの情報収集(各プロジェクトで作成した稲作関連研究・試験等に関する情報・資料等)、あるいは各プロジェクトと本プロジェクト関係者(専門家、カウンターパート)の相互訪問を通じて得られた資料・情報をレビューし、このうち「エ」国に適用できるものについての取り纏めを行い、「エ」国研究者に技術情報として提供する。

カ プロジェクト専門家、C/Pとともに、各研究機関から提出される稲作研究プロジェクトの報告書、試験計画書、普及教材の内容について助言を行う。

キ プロジェクト専門家、C/Pとともに、他の研究機関の研究員を招いたセミナーについて企画する。また、派遣期間中に開催される場合には、セミナーに参加し、C/Pによる発表支援や意見交換等を行う。

ク 第1次現地派遣期間における活動の成果に基づき現地業務結果報告書(1)(英文)を作成し、C/P機関、JICAエチオピア事務所及びプロジェクトに提出し、報告を行う。

#### (3) 第1次国内作業(2013年9月中旬)

ア 第1次現地派遣期間の活動結果をJICA農村開発部に報告する。

#### (4) 第2次現地派遣期間(2013年9月下旬~2013年12月下旬)

ア 前記(2)のウに引き続き研究活動への技術指導を行う。圃場で実施中の試験研究活動に関する指導に加え、圃場での試験活動後に行うサンプル処理及びデータ分析に関する指導を行う。

イ 前記(2)のエからキに記載の事項を引き続き行う。

ウ 第2次現地派遣期間における活動の成果に基づき現地業務結果報告書(2)(英文)を作成し、C/P機関、JICAエチオピア事務所及びプロジェクトに提出し、報告を行う。

#### (5) 第2次国内作業(2013年12月下旬)

ア 第2次現地派遣期間の活動結果をJICA農村開発部に報告する。

#### (6) 第3次現地派遣期間(2014年1月上旬~2014年3月中旬)

ア 前記(4)のアに引き続き研究活動への技術指導を行う。圃場での試験結果の分析に関する指導に加え、次期研究活動に関する課題の検討に関する指導を行う。

- イ 前記(2)の工からキに記載の事項を引き続き行う。
  - ウ 第3次現地派遣期間における活動の成果に基づき現地業務結果報告書(3)(英文)を作成し、C/P機関、JICAエチオピア事務所及びプロジェクトに提出し、報告を行う。
- (7) 帰国後整理期間(2014年3月下旬)
- ア 専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA農村開発部へ提出し、活動成果について報告を行う。

## 9 成果品等

- (1) 業務実施計画書
    - 英文4部 (C/P機関、JICA農村開発部、JICAエチオピア事務所、プロジェクトチーム)
    - 和文3部 (JICA農村開発部、JICAエチオピア事務所、プロジェクトチーム)
  - (2) 現地業務結果報告書(1)、(2)、(3)
    - 各報告書とも英文3部 (C/P機関、JICAエチオピア事務所、プロジェクトチーム)
  - (3) 専門家業務完了報告書
    - 和文3部 (JICA農村開発部、JICAエチオピア事務所、プロジェクトチーム)
- なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データ(CD)も併せて提出する。

## 10 特記事項

- (1) 業務実施上の留意点
  - 航空券・旅費(日当・宿泊費)は契約に含む。なお、積算可能な費用項目については [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/index\\_201301.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/index_201301.html) プロポーザルの提出(見積書)を参照のこと。
- (2) プロポーザル提案事項
  - 業務実施方針及び業務工程表をプロポーザルにて提案すること。
- (3) 参考資料
  - 本件に係る資料は、JICA農村開発部乾燥畑作地帯第一課(TEL:03-5226-8430)にて閲覧できます。
- (4) 必要予防接種 黄熱
- (5) その他
  - 特になし